

## 川崎市地域子ども・子育て活動支援助成事業審査委員会設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 この要綱は、川崎市地域子ども・子育て活動支援助成事業補助金交付要綱（29川こ青第889号 平成30年2月21日市長決裁）第9条第2項の規定に基づき、補助金を交付する法人その他の団体（以下「団体」という。）を選考するに当たり、公平かつ適正に審査を行うため、川崎市地域子ども・子育て活動支援助成事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 審査委員会は、前条の目的を達成するため、次の事項について審議する。

- (1) 川崎市地域子ども・子育て活動支援助成事業補助金の交付を申請する法人その他の団体から提出された関係書類の審査
- (2) 団体の選考
- (3) 前2号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項  
(委員会の組織等)

第3条 審査委員会は、次に掲げる者で構成する。

- (1) こども未来局青少年支援室長
  - (2) こども未来局総務部企画課長
  - (3) こども未来局青少年支援室担当課長〔青少年企画・事業調整〕
  - (4) こども未来局児童家庭支援・虐待対策室担当課長〔家庭支援〕
  - (5) こども未来局児童家庭支援・虐待対策室担当課長〔母子保健〕
  - (6) 市民文化局コミュニティ推進部協働・連携推進課長
  - (7) 健康福祉局生活保護・自立支援室担当課長〔自立支援〕
  - (8) 教育委員会事務局地域教育推進室担当課長〔地域教育企画〕
- 2 前項に定める者が審査委員会に出席できない場合、その者が指名する者を代理で出席させることができる。
- 3 委員長は、こども未来局青少年支援室長をもって充てる。
- 4 副委員長は、こども未来局青少年支援室担当課長をもって充てる。

### (委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会の議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (審査委員会の開催)

第5条 審査委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 審査委員会は、第3条第1項各号に定める者（同条第2項の規定により指名する場合においては、その者。以下「委員」という。）の半数以上の出席をも

って成立する。

3 審査委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 委員のほか、委員長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(会議)

第7条 会議は非公開とする。

(審査及び選考)

第8条 審査委員会は、第2条に規定する関係書類の審査及び団体の選考を行うときは、次に掲げる評価項目に基づき審査するものとし、予算の範囲内で補助金交付団体を選考する。

(1) 目的との整合性

(2) 取組の公益性

(3) 取組の具体性・実現性・継続性

(4) 取組の効果

(5) 補助の必要性

(庶務)

第9条 審査委員会の庶務は、こども未来局青少年支援室において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に規定するもののほか、必要な事項は、こども未来局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

2 川崎市地域子ども・子育て活動支援助成モデル事業審査委員会設置要綱(27川市青第673号こども本部長専決)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 2 月 1 日から施行する。第 3 条の規定は、令和 6 年 2 月 1 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 6 月 11 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 1 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 1 月 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 2 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 5 月 20 日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。